

令和6年11月18日

各 所 属 長
香川県立保健医療大学長 殿

香川県教育委員会事務局健康福利課長
公立学校共済組合香川支部事務長
一般財団法人香川県教職員互助会事務局長

令和6年度末退職予定者の退職関係諸手続きについて（通知）

このことについて、香川県、公立学校共済組合香川支部及び香川県教職員互助会に係る退職関係諸手続説明会の開催及び関係書類の受付を実施しますので、通知します。

つきましては、令和6年度末に退職を予定されている貴所属の職員に御周知くださるようお願いいたします。（【別紙】を退職予定者へ配付してください。）

なお、説明会等の出席者については、退職予定者は、職専免となりますので、御配慮をお願いします。

記

1 説明会の開催（希望者のみ。事前申込不要。）

(1) 日 時 令和7年2月17日（月） 13:00～16:00

(2) 場 所 サンポートホール高松 大ホール

2 退職関係書類の受付

(1) 受付会場での受付（希望者のみ。事前申込不要。）

① 日 時 令和7年2月27日（木） 9:30～16:30

② 場 所 サンメッセ香川 サンメッセホール（大会議室）

(2) 郵送等による受付

上記2について、公務等の都合により当日受付会場へ書類を持参できない場合、指定の期日までに、郵送等の方法により健康福利課あてに御提出ください。

なお、退職手続き関係書類は、所属ごとに取りまとめ、所属長あて親展で令和7年2月上旬、送付予定です。

【照会先】

香川県教育委員会事務局健康福利課内
公立学校共済組合香川支部
共済グループ 武田、宮本
電話 087-832-3795

令和6年度末退職予定者に対する退職関係諸手続説明会及び書類の受付について

1 説明会

(1) 日程

日 時	会 場
令和7年2月17日(月) 13:00~16:00	サンポートホール高松 大ホール 高松市サンポート2-1

(2) 対象者

令和6年度末(令和7年3月31日付け)の退職を予定している次の区分の者。

- 定年退職者
- 勸奨退職者
- 自己都合退職者(令和6年度中に60歳に達した者で、令和7年度以降引き続き常勤の職員として勤務しない者を含む。)
- 育休任期付職員任期満了者

※対象者に係る詳細については、3 説明会及び書類の受付における注意事項を参照してください。

(3) 説明事項

- ① 退職手当の手続き等について
- ② 老齢厚生年金等の手続き等について
- ③ 退職後の医療保険制度について
- ④ 教職員互助会の退職餞別金の請求手続き等について
- ⑤ その他

※「退職関係諸手続書類」は令和7年2月上旬、各所属所へ郵送等にて配布しますので、説明会にお持ちください。

2 書類の受付

(1) 日程

日 時	会 場
令和7年2月27日(木) 9:30~16:30	サンメッセ香川 2階 サンメッセホール 高松市林町2217-1

※書類の受付の詳細については、各所属所へ送付する「退職関係諸手続書類」に同封しますので、ご確認ください。

3 説明会及び書類の受付における注意事項

- (1) 説明会の出席対象者は、現在共済組合の「一般組合員」である会計年度任用職員及び育休任期付職員で任期が満了となる者で、令和7年4月1日以降引き続いて教諭又は育休任期付職員として採用されることが決定していない者を含みません。

(2) 令和7年4月1日以降、引き続いて県内又は県外において、再び常勤の公務員（育休任期付職員を含む。）として採用となる者は、退職手当及び年金の期間が通算されるため、説明会に出席する必要はありません。

この場合、令和7年4月1日付け人事異動に伴う諸手続きが別途必要となります。（これらについては、令和7年3月中旬、所属所長あて別途通知します。）

(3) 共済組合の「短期組合員」（会計年度任用職員及び臨時的任用職員等）の退職予定者は、説明会への出席は不要で、退職関係諸書類の送付はありません。

また、「短期組合員」の退職に伴う手続き方法等については、公立学校共済組合香川支部ホームページから組合員専用ページにログインし、様式ダウンロード（短期組合員関係）の「【短期組合員用】公立学校共済組合のしおり」を参照してください。

なお、令和7年4月1日付け人事異動に伴う諸手続きが別途必要となります。（これらについては、令和7年3月中旬、所属所長あて別途通知します。）

(4) 現在、暫定再任用フルタイム職員の退職予定者は、出席の必要はありません。

退職関係諸書類については、所属所ごとに取りまとめ、所属所長あて親展で令和7年2月上旬、送付予定です。

(5) 今年度中に60歳に到達した者の手続きは、次の区分によります。

令和7年4月1日以降、

① 引き続きフルタイム常勤職員となる者

⇒ 今回の手続きは不要ですので、退職関係諸書類の送付はしません。

② 退職し、定年前再任用短時間勤務職員となる者

③ 退職し、臨時的任用職員となる者

④ 退職し、育休任期付職員となる者

⑤ 退職し、会計年度任用職員となる者

⑥ 退職し、その後任用のない者

⇒ 各種手続きが必要ですので、説明会の出席と退職関係諸書類の受付を行います（いずれも希望者）。

(6) 前記1－(3)－①にあります退職手当の手続説明は、県費支弁組合員（香川県立保健医療大学を除く。）を対象に行います。市町費支弁組合員については、任用されている市町からの指示に従ってください。

(7) 説明会会場の駐車場は、台数に限りがあります。駐車できない場合は、会場周辺の有料駐車場を御利用下さい。